

「議案第18号 堺市区政策会議に関する条例」に対する付帯決議

今般上程されている、議案第18号堺市区政策会議に関する条例は、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現に資するため、区政策会議（以下単に「会議」という。）の開催等に関する基本的事項を定め、令和3年6月1日から施行しようとするものである。

また、これに伴い堺市区民評議会条例（平成27年条例第3号）を同施行期日前日をもって廃止することとしている。

本条例の施行に当たり、市執行機関においては下記の事項に十分留意して条例を運用することを強く求め、ここに付帯決議する。

記

1. 会議を運用するに当たっては、本庁と区役所の連携及び役割分担並びにこれを前提とした区役所の分掌事務を十分念頭に置き、実施すること。
2. 会議を運用するに当たっては、区の主体性を重視しつつ、自治の主役である区民のニーズを的確にとらえ、真に区民が必要としていることに関する議論や区民がサービスの受け手に留まらず、自ら担い手になる観点からの議論などが幅広く行われるようにすること。
3. 会議での議論に際しては、効率的かつ効果的な会議運営の観点から、これまでの区役所における検討成果を活用するとともに、議論内容を着実に施策等に反映していくなど、会議の実効性の担保を図ること。
4. 会議の形態及び構成については、柔軟に考えることとし、各区の特性等に応じて運用すること。また、その構成の如何に関わらず、適宜、各校区自治連合会や各種活動団体等地域の方々との意見交換に努めること。
5. 本条例の運用においては、二元代表制の一翼を担う議事機関である議会との調整を怠らないこと。